

分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

事業目的

特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保することを目的とする。

事業概要

分娩取扱数が減少している分娩取扱施設や、入院患者数が減少している小児医療の拠点となる施設について、経費相当分の給付金を支給する。

(支給額)	分娩取扱施設	病院・診療所	1施設あたり 2,500千円
		助産所	1施設あたり 1,000千円
	小児医療施設	小児科部門の病床 1床あたり	25万円

(注) 交付額は調整の上決定することもあり得る

支給対象

(支給対象) 分娩取扱施設

- 令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っている分娩取扱施設（※1）
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、地域連携周産期支援事業の交付を受ける施設は対象外

(支給対象) 小児医療施設

- 令和5年度における15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っている施設
- 下記のいずれか
 - 小児中核病院（「小児医療の体制構築に係る指針」で規定）
 - 小児救命救急センター（「救急医療対策事業実施要綱」で規定）
 - 小児救急医療拠点病院（「救急医療対策事業実施要綱」で規定）
 - 小児科を専門とする病院のうち、
 - 入院を要する二次救急医療機関としての機能・病床、夜間休日の診療体制を備え、他施設からの小児救急患者を受け入れている施設
- 収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は対象外

※1 令和6年度または令和7年度内（予定含む）に分娩取扱があった施設を対象とする予定。
分娩取扱の開始が平成29年度以降の場合には、開始時期に応じて比較する期間について別途対応。

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う**

